

第8次愛知県地域保健医療計画(精神保健医療対策)試案に対する意見等の概要と対応等について

参考資料 1

◆第8次愛知県地域保健医療計画(精神保健医療対策)試案に対する意見照会

該当項目	番号	意見等	対応等
1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県精神医療センターの実施するACTについて、同センター院長から事務局という立場であるが、人材配置や予算の点で課題があるとの指摘があった。従って、課題欄にその旨記載すべき。</li> <li>・また、同センターホームページから具体的な数値が公開されているということであるが、その数値についての愛知県としての評価を記載すべき。</li> <li>・上記をうけ、p8【今後の方策】欄にその内容を記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県精神医療センターで実施しているACTの課題、取組等は、愛知県病院事業庁が策定する病院事業中期計画(2023)に記載されております。</li> <li>・現状を踏まえまして、【課題】を「アウトリーチを含め、地域で生活する精神障害者を支える医療サービスを提供する医療機関等を増やしていく必要があります。」と修正いたします。</li> <li>・【現状】に2020年度のACT訪問件数は2,129件であることを追記いたします。</li> <li>・【今後の方策】につきましては、「アウトリーチを推進するための普及啓発や関係機関への働きかけ」の中にACTも含んでおりますので、現状の記載のとおりとさせていただきます。</li> </ul>
	2	<p>県精神医療センターで実施されているACTについては、関係機関及び関係者の方々の相当に大変なご努力によるものと思います。実施に当たっての具体的な問題点や課題、実施によりどのような成果がでているかなどを詳細に把握した上で、他でも実施可能か、実施が困難であれば、代替策はあるかなどにつき、具体的検討が進められるといいかと思えます。</p>	<p>県精神医療センターで実施しているACTの課題、取組等は、愛知県病院事業庁が策定する病院事業中期計画(2023)に記載されております。アウトリーチは地域で当事者が暮らす上で必要なサービスでありますので関係機関と連携し、具体的な検討が進めていけるよう努めていきます。</p>
	3	<p>ACTの具体的な実施状況についてはお示しの通り、病院事業中期計画(2023)に記載があるが、「目標達成には至らなかった」との記載がある。そこで、愛知県病院事業庁と同様、愛知県としてその課題を共有していることを示すためにも、課題の欄に目標値2,880件の73.9%にとどまっていることを記すべき。</p>	<p>目標値2,880件については病院事業中期計画(2023)の目標値であり、愛知県地域保健医療計画の目標値ではないため、課題欄への記載は適切ではないと考えております。しかし、ACTの実施状況としては課題として受け止め、「県精神医療センターでのACT訪問件数増加のため、24時間365日の受入体制の整備に向けて、弾力的な人員配置を行っていく必要があります。」と追記いたします。</p>
2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化 (2) うつ病・躁うつ病(双極性障害)	4	<p>DSM-5-TRの日本語版が今年の6月に発行され、「bipolar disorder」の日本語訳が「双極性障害」から「双極症」に変更されたため、躁うつ病(双極性障害)を双極症とすべき。</p>	<p>現在のところ国の指針が「うつ病・躁うつ病」の記載となっていることや、一般県民の病名の浸透状況を鑑み「うつ病・躁うつ病」の表記はそのままとしますが、委員の御意見を踏まえ「うつ病・躁うつ病(双極性障害)」を「うつ病・躁うつ病(双極症)」へと修正を行います。また、厚生労働省による公式な病名変更があった際に見直しを図ってまいります。</p>
【今後の方策】 2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化	5	<p>医療機能アンケートの項目に治療ガイドラインの活用の有無を必須としてほしい。</p>	<p>治療ガイドラインについてはあくまで診療にあたる医師個人が治療の指針として活用するものであり、医療機関の医療機能アンケートの項目として掲載することは適切ではないと考えております。 なお、今後厚生労働省から内容の検討をするよう指示があった際は参考にさせていただきます。</p>